

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 よくあるご質問(Q&A)

Q1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の申請は、市役所の子ども支援課や福祉事務所を通して行いますか？

A1 当貸付を希望するときは、各市町(役所・役場)での高等職業訓練促進給付金の手続きで、決定通知を受け取られた方が直接三重県社会福祉協議会へお問い合わせ・お申し込みをしてください。貸付に関する募集要項など申請に必要な情報・書類は、三重県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

三重県社会福祉協議会⇒事業紹介⇒貸付事業⇒ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付⇒申請⇒下段にある「ひとり親貸付申請手続きのご案内」⇒申請書類チェックリストをよく見ていただき申請に必要な書類を揃えてください。郵送でも受け付けています。*提出時の切手は毎回ご自身でご用意ください。

Q2 「取得した資格が必要な業務に三重県内で5年間引き続き従事(1週間の所定労働時間が20時間以上とする)したときは、貸付金の返還が免除」とありますが、同一勤務先で5年間従事することが必要ですか？ 免除になる要件についても教えてください。

A2 「5年間引き続き」とは、勤務先の転職などで複数の事業所を変更した場合であっても、取得資格を活用した業務に従事とする雇用の通算期間になります。

(必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではありません。例:保健師の資格を取得して看護師として業務に従事する、看護師の資格を取得して訪問看護ステーションを経営する等)

なお、一旦離職して、再就職のために求職活動を行っている場合には、ハローワークなどの活動書類の申請により求職期間中も継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。ただし、最長1年間です。

また、免除になる要件については、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に三重県内で従事し、5年間引き続き当該業務に従事したときや業務上の事由で死亡した場合などは返還の免除対象となります。免除を受けるためには申請が必要となります。

ただし、免除申請が無い場合は返還の対象となりますのでご注意ください。

Q3 連帯保証人は必ず立てる必要がありますか？

A3 連帯保証人を立てられない場合でも貸付申請ができます。ただし、貸付資金が返還となった場合には年1%の利子が発生します。(連帯保証人を立てるときは無利子)なお、返還免除の要件は、連帯保証人を立てたときも立てずに申請したときも変わりありません。

また、申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

Q4 連帯保証人は何人必要ですか？

A4 連帯保証人は1名で構いません。なお、A3をご参照ください。

Q5 連帯保証人を立てるとき、年金生活の実親は連帯保証人とすることは可能ですか？

A5 年金受給者であっても、住民税(市・県民税)が課税されていれば連帯保証人とすることができます。ただし、生計を一にしない原則県内に住所を有する75歳未満の方であること。

また、住民税所得割が非課税の方は認められません。申請時に連帯保証人の収入を証明する書類として、直近の「所得課税証明書」をご提出ください。

なお、その他募集要項もご参照ください。

Q6 貸付を受けたひとり親が再婚等でひとり親ではなくなったら返還となりますか？

A6 本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が対象であります。養成機関在学中に再婚したときは、高等職業訓練促進給付金の受給資格を失い、貸付事業の対象外となります。ただし、本人在学の間は返還の猶予を受けることができます。なお、養成機関修了後にひとり親でなくなったとしても、同様に5年間就労したときは返還の免除を受けることはできます。

Q7 高等職業訓練給付金を受けて養成機関に入学予定ですが、在学中に子が20歳になるため、途中で給付金が支給されなくなってしまいます。その場合、貸付けを受けることはできますか？

A7 子が20歳未満であり、申込者が高等職業訓練給付金を受けていれば入学準備金を申請できますが、在学期間中に子が20歳以上になった場合は、就職準備金が対象外となります。

Q8 養成機関を修了し、資格取得後に就職するにあたり、取得した資格が就業に必須である仕事でないと返還免除の対象となりませんか？

A8 高等職業訓練促進給付金の取得資格から大きくかけ離れていなければ差し支えありませんが、取得した資格と業務内容との関係を確認させていただきます。

Q9 養成機関を修了し、資格取得後、資格を活かして個人事業主として開業を考えていますが、入学準備金の対象となりますか？

A9 対象となりますが、養成機関修了後、かつ資格取得後1年以内に開業し、自立に向けて働いていることや定期的に業務を受注していることを確認させていただきます。具体的には、開業届の写し、確定申告後の申告書の写しまたはそれを証明するもの(提出先の税務署は三重県内であること)の他、就労申告書(本会様式)、週20時間以上業務に従事したことがわかる記録簿(日にちと業務内容と時間数等)の写し等をご提出いただきます。

Q10 入学準備金・就職準備金で認められないものはありますか？再申請は行えますか？

A10 入学準備金は、就職予定先の奨学金等と同じ用途のものは対象外です。就職準備金は、就職に伴ってやむを得ず必要な経費ですが、通勤用自動車(車を所持することで発生するノーマルタイヤの買い替えや車検代、任意加入の保険料等を含む)は、原則認めておりません。(入学・就職にあたり特別な事情があり、本会が承認したときに限り上限5万円)。その他、募集要項をご参照ください。なお、再申請(申請内容の差し替え)は原則受け付けておりません。

Q11 ひとり親家庭住宅支援資金の貸付は、三重県社会福祉協議会で実施していますか？

A11 現在、実施しておりません。ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の入学準備金と就職準備金のみを募集しております。

Q12 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、入学準備金を、准看護学校入学時に借入れをしていないとき、正看護学校入学時に申請することはできますか？

A12 入学準備金については、原則、准看護師養成機関の入学時に貸付を行うこととしています。ただし、准看護師養成機関への入学時に何らかの理由において本会貸付を行っていない場合は、例外的に申請を認めます。